

# JAL被解雇者労働組合（JAL争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)

<https://jhu-wing.main.jp/>

## しんぶん赤旗には事実に基づく報道と、 7/30 記事の訂正と謝罪を求めます

### ～皆様からのご質問にお答えします～

日本航空キャビンクルーユニオン（7月13日）と日本航空乗員組合（7月22日）の解雇争議終結について、JAL被解雇者労働組合（JHU）は7月22日に「支援の輪をさらに広げ解雇争議の早期全面解決に向け力一杯闘う決意」を表明しました。（JHUニュースNo.36）

これに関連する7月22日の朝日（デジタル）新聞および7月30日のしんぶん赤旗の報道を受け、支援者の皆様からたくさんのご質問をお寄せ頂きました。以下に、ご質問を頂いた内容について、Q&A方式でお答えし、現状を正しくお伝え致します。

Q：今回、会社と社内2労組が協定に調印したと報道されているようですが、この協定締結で、165名の解雇争議が完全に解決したのでしょうか。

A：いいえ。会社と協定を締結したのは、社内2労組です。

これまで、この解雇争議を闘ってきたのは、昨年4月にパイロット3名が結成した私達JHU（7月22日時点でパイロット4名、客室乗務員19名：計23名）と日本航空乗員組合（乗員組合）、日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）の3労組でした。今回、この協定の対象になる組合員は、社内2労組の乗員組合とCCU合計で約90名ほどと推定されます。

Q：報道によると社内2労組には、6月に会社から協定案が示されたそうですが、JHUに対しては、協定案は示されなかったのですか。

A：はい。会社が協定案を提示したのは社内の2労組に対してだけで、JHUには提示されていません。

また、今回、両労組が解決の判断として評価した「業務委託型による職務提供」についても、JHUに関連する資料の提示があったのが7月8日で、説明は7月15日に事務折衝を行うまでありませんでした。

Q：被解雇者に示された「業務委託型による職務提供」とはどんな回答だったのですか。

A：会社がこれまでに明らかにしているのは、「業務委託型」であること、報酬 125,000 円／月、契約期間 2 年、希望者全員が対象となる、ということだけです。

JHU に提示された資料では、雇用関係はないこと、労基法・労契法は適用されないこと、業務が適正に履行されない場合は報酬の減額、途中での契約解除もあり得ることが明記されています。最賃法も社会保険も適用されません。

Q：JHU は今後どのように闘うのでしょうか。

A：私達の要求はすでに会社に提出している乗務復職希望者の復職と解決金です。

この要求は、基本的には、社内 2 労組とも一致していたものです（「統一要求」）。JHU は今後も、具体的な要求実現に向け会社と交渉していきます。

また、今回会社から提案された「業務委託型の職務提供」については、これまで働き方改革の中で、たいへん大きな問題になってきました。これが、日本航空の社内で被解雇者のみへの適用に留まるのか、その保証はありません。（過半数組合が認めれば、業務委託型が導入できる）

労働者でありながら労働関連法が適用されないという悪しき働き方が、現役の社員にまで拡大されないよう、JHU はこの「業務委託型」に関する会社の考え方をさらに質疑で明らかにさせていくつもりです。

Q：しんぶん赤旗の記事は「JAL 解雇争議が解決」と書かれていて、解雇争議が解決したと誤解されませんか。

A：私たちは、これまでに三度の記者会見を行ない、また様々な宣伝行動についても、その度に各報道機関に対し平等に情報を提供してきましたが、赤旗記者の取材はこれまで一度もありませんでした。今回の報道については、今後、赤旗編集部に対して事実に基づいた報道をするよう要求するとともに、謝罪と記事の訂正を申し入れます。

私たち JHU は、現在、東京都労働委員会（都労委）に、日本航空と国土交通省に対する不当労働行為救済の申立を行い係争中です。この都労委での闘いを軸に、社会的な運動を広げて、日本航空に対して、私たちの要求に正面から応えて解雇争議を解決するよう求めて行きます。これからも JHU は解雇争議の早期全面解決に向けて力一杯闘い続けます。

引き続きご支援のほど、どうぞよろしくお願ひ致します。

**JHU は解雇争議の早期全面解決に向け、  
これからも力一杯闘います！！**